

豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 の策定について

1 概要

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（改正給特法）に基づき、公立義務学校を所管する教育委員会は、文部科学省が定める指針に即して、令和7年度末までに「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることが義務付けられた。

国の決定を受け、豊島区教育委員会においても、教員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境の実現に向けて、このたび「豊島区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとした。

2 豊島区のこれまでの取組

豊島区教育委員会では、平成31年3月に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定、33項目の取組を実施し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。同プランの計画期間終了後も33項目の取組は継続し、適宜見直しを行いながら教員の働き方改革に取り組んでいる。

3 計画の内容

国の指針を踏まえ、以下の事項について定める。また、これまで実施してきた33項目の取組についても、指針に沿って各取組を再編成し、適宜見直しを図りながら継続・発展させていく。

(1) 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

- ① 時間外在校等時間に係る目標
- ② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

(2) 計画の期間

(3) 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ① 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- ② 学校における措置の推進
- ③ 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

4 策定スケジュール

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 令和8年1月 | 素案の作成 |
| 令和8年2月 | 小中校長（園長）会より、意見聴取
教育委員会臨時会（協議） |
| 令和8年3月 | 教育委員会定例会（決定） |